

小林市における総合評価方式の取り組みについて

平成21年1月7日：宮崎県小林市建設課

1. はじめに

小林市は、宮崎県の南西部に位置し、西はえびの市、北は西米良村、東は野尻町と綾町に、南は高原町に接し、平成18年3月に小林市と須木村の合併により誕生し、人口40,201人（平成20年12月1日現在）の市です。南に霧島連山を望み、北は九州連山の南端を背にした田園都市であって、主要産業は農業、畜産業で名水100選にも選ばれている自然豊かな都市です。

2. 総合評価方式の導入経緯

当小林市の入札形態は、平成18年度まで「指名競争入札」と「随意契約」のみでしたが、宮崎県における官製談合事件を期に透明性、競争性の観点から平成19年度より「一般競争入札」を一部導入し、平成20年度より土木一式工事2,000万円、建築一式工事3,000万円以上の工事に対して本格導入いたしました。

しかし、公共工事の縮減により地元業者の受注件数が減少した事により、建設業界が疲弊したため優良業者の育成が必要となり、まずは平成19年度1件（簡易型Ⅱ）の総合評価方式の試行を行い、新たな入札契約方式の手順確認を行いました。

その後平成20年度は、各公共工事発注課1件は実施するという目標を立て、現在5件（簡易型Ⅱが2件、特別簡易型が3件）を総合評価方式で発注しています。

3. 総合評価方式の導入結果

平成19年度総合評価方式の導入に際して、無知の状態であり、試行実施を1件する為に、発注課全員で総合評価とは…から始まり入札する案件の技術評価点の配点までの勉強会をほぼ毎週行い、総合評価方式に対する意識を高めました。

平成19年度試行導入した結果、技術評価における企業の地域貢献度で、市内での地域貢献に限定した所、範囲や内容に評価の対象として良いか疑問が出る案件が提出された事、簡易な施工計画の課題に対する発注者側の採点体制が未整備であること等が課題となりました。

このことを受けて、平成20年度はガイドラインを作成し、公共工事発注担当課の技術部門の係長で構成する「公共工事改善検討部会」を設置し、技術評価点の内容の審査、配点を行うこととなりました。

総合評価方式の目的は、公共工事の品質を確保する事ですが、その過程の段階で発注者及び受注者が勉強する為に、共に成長できる入札方式であることも実感しています。

4. 最後に

今回当市においては、一般競争入札と併せた総合評価方式の導入を行った結果、発注者として出来る限りの公共工事の品質確保と共に、地元優良企業の健全な保護育成に寄与する可能性がある事を実感することができました。今後も、当市の地域に合った技術評価点を模索しながら議論し、公共工事の品質確保、地元企業の育成に努める所存です。